平成２６年（フ）第１２４号
茨城県結城市みどり町１丁目７番地６　コーポ菱苑102、前住所茨城県結城市大字結城11781番地11　カサデホーム106
債務者　戸田小夜子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１２８号
茨城県古河市谷貝1296番地58
債務者　大熊　照美
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１２９号
茨城県古河市谷貝1296番地58
債務者　大熊　静恵（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１３１号
茨城県古河市下片田753番地13
債務者　山本　　勤
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１３５号
茨城県古河市柳橋155番地３
債務者　大谷　梅子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４０号
茨城県古河市高野255番地11
債務者　柳川　久司
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４１号
茨城県筑西市下川島815番地51
債務者　毛利知佳子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第４０号
群馬県みどり市笠懸町鹿3830番地17　ラ・オーヴェルプロヴァンスＢ502
債務者　武　　洋一
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４５号
群馬県桐生市相生町１丁目629番地の４
債務者　大木　時夫
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４６号
群馬県桐生市相生町１丁目629番地の４
債務者　大木百合子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４７号
群馬県太田市藪塚町1563番地５
債務者　加越　照子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２８号
千葉県館山市館山976番地の２
債務者　村田　広子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１５９号
新潟市西区鳥原新田507番地６
債務者　澁谷　　勝
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０２号
石川県河北郡津幡町字横浜い71番地　ドリームスクエア202号、従前の住所石川県河北郡津幡町字七野218番地９
債務者　小沢　智代
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５１号
長野県中野市小舘５番25号　ノースビレッジ103号
債務者　佐藤　信雄
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
長野市川中島町今井1770番地16　マーベラス95・102
債務者　丸田　亮平
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉2365番地１　ロイヤルリバー98　202、前住所岐阜県加茂郡坂祝町取組46番地７　日本プレス工業株式会社社宅203
債務者　名嘉眞あゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第９９８号
名古屋市西区新道１丁目15番17号　シティスペース201号
債務者　定平　伸次
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部